

令和 2 年 10 月 15 日 開会

令和 2 年 10 月 15 日 閉会

令和 2 年（2020年）第 5 回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和2年（2020年）第5回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和2年10月15日（木曜日）

令和2年(2020年)第5回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年10月15日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第5回紀北町議会臨時会議事日程 令和2年10月15日（第1号）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第71号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
第 6	議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結について
	散 会

令和2年（2020年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和2年10月15日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年10月15日（木）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
農林水産課長	宮本 忠宜	海山総合支所長	植地 俊文
教育長	中井 克佳	学校教育課長	世古 基樹

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番 大西瑞香	6番 原 隆伸
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第5回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても感染予防の観点から議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。

また、休憩時には議場の換気を行いますので、ご了承ください。

なお、傍聴者におきましても同様のご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年第5回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年10月15日（木曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第71号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

第6 議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結について

以上でございます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5 番 大西瑞香君

6 番 原隆伸君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

平野隆久議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る10月8日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、契約関連の案件2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の令和2年度8月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ中井教育長及び議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は本議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会臨時会に当たりまして、1件の報告をさせていただきます。2020年末・きいながしま港市の開催中止についてでございます。

12月下旬に予定をしておりました2020年末・きいながしま港市につきまして、年末・きいながしま港市実行委員会から、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、感染症対策を実施しながらの運営は極めて困難であり、屋外のイベントではあるものの、県内外から多くの方が訪れるため、非常に密になることも懸念されることから、今年の年末・きいなが

しま港市は中止するとのこと報告をいただきました。

現在、地域経済活動の回復に全力で取り組んでいるところではございますが、このコロナ禍での中止の決定に至ったことは、実行委員会の皆様におかれましては断腸の思いの中、やむを得ない判断であり、私としても非常に残念な思いであります。

例年、ご来場いただいております町内外のお客様、出店者の皆様には、この場をお借りいたしまして、感謝とお礼を申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての報告とさせていただきます。

平野隆久議長

以上で行政報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5 議案第71号から日程第6 議案第72号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第71号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付及び漁港間の事業費配分の変更に伴い、変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結についてであります。国のG I G Aスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒等に1人1台の学習用パソコン端末を整備することに伴い、G I G Aスクール構想パソコン端末の購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、議案第71号の内容説明を求めます。

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

おはようございます。

それでは、議案第71号についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第71号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---------|-----|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 変更前 | 矢口漁港海岸保全施設整備事業
(令和2年度分) |
| | 変更後 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業
(令和2年度分) |

- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 2億5,441万円
(変更後) 2億7,707万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

令和2年10月15日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付及び漁港間の事業費配分の変更に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、国の農山漁村地域整備交付金が追加交付されたことと、三浦漁港におきまして、令和元年度よりの繰越し予算で完成する予定でしたが、照明施設の設置、河床掘削、施設の護岸の復旧など、令和元年度の予算での見込みより事業量が増えたことにより、令和2年度の事業として矢口漁港分から三浦漁港分に事業の振り替えを行うことに伴い、三重県との変更委託事業契約を締結したいため、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書の2ページ、資料1をお願いいたします。

資料1につきましては、令和2年度分の三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約の変更前、変更後の対照表、下の表が事業費の概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表の契約額の内訳についてご説明させていただきます。

三浦漁港海岸につきましては、照明施設の設置、河床掘削、既設護岸の復旧など事業量が増えたことにより、矢口漁港海岸から三浦漁港海岸に令和2年度分の事業費及び事務費の配分を変更したことに伴いまして、変更前は、事業費、事務費共に0円であったものが変更後は、事業費1,650万円、事務費が49万5,000円の計1,699万5,000円の増額となっております。

次に、矢口漁港海岸につきましては、変更前が事業費 2 億4,700万円、事業費が741万円の計 2 億5,441万円が変更後、事業費が 2 億5,250万円、事務費が757万5,000円の計 2 億6,007万5,000円となり、事業費で550万円、事務費で16万5,000円の増額となり、これにつきましては、国からの追加交付の増額分に三浦漁港海岸に振り替えした分の差引分の増額となっております。

次に、下の表についてご説明いたします。

上記契約額のうち、事務費を除く事業費の概要でございます。

まず、三浦漁港海岸につきましては、令和元年度よりの繰越し予算で完成する予定でございましたが、照明施設の設置、河床掘削、既設護岸の復旧など、令和元年度予算での見込みより事業量が増加したことにより、令和 2 年度事業分として矢口漁港海岸から三浦漁港海岸に事業費及び事務費の配分を変更したことに伴いまして、交付金事業として、変更前金額 0 円であったものが変更後、堤防附帯工 1 式として1,650万円の増額となっております。

次に、矢口漁港海岸につきましては、交付金事業といたしまして、三浦漁港海岸に事業費の配分を変更したことに伴い、堤防工 1 式について、変更前 1 億4,700万円から変更後 1 億 3,050万円に変更しようとするものでございます。

陸閘工 1 式といたしましては、国よりの追加交付により新たに陸閘 1 基分を製作を行いたく、変更前金額 0 円であったものを変更後金額2,200万円の増額となっております。

県単事業分の堤防工 1 式につきましては、変更前、変更後共に 1 億円で変更はございません。県への委託分の計としまして、2 億4,700万円から 2 億5,250万円に増額となるものでございます。

次に、矢口漁港海岸の交付金事業における町が実施します用地費 1 式と補償費 1 式につきましては、用地費が変更前金額、変更後金額共に200万円、補償費が変更前金額、変更後金額共に100万円で、町実施分の計として、変更前金額、変更後金額共に300万円と変更はございません。

続きまして、施行期間でございますが、令和 3 年 3 月 31 日までと施行期間に変更はございません。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いします。

議案書 3 ページ、資料 2 につきましては、三浦漁港海岸の全体平面図でございます。

交付金事業につきましては、令和元年度事業予算を令和 2 年度事業に繰越しをし、工事を実施しております令和元年度施行分を黄色で着色し、このたび令和 2 年度分として矢口漁港海

岸より事業費の配分の変更を行い、施行する部分を赤色で表示しております。

令和2年度分といたしましては、資料2の左側の国道42号線と交わる部分になります。陸
閘Ⅰの四角に照明灯を1基、旧三浦漁業協同組合付近の階段に照明灯を1基の照明設置工と
して2基。

続きまして、資料の中央付近の水門の下流部分に既設の護岸を復旧する護岸工として20m、
水門の附帯工として1式、資料の右側の赤色に着色しております堆積した土砂の掘削を行う
河床掘削工1式を追加するものでございます。

続きまして、資料の4ページをお願いします。

すみません、議案書4ページの資料3につきましては、三浦漁港海岸における水門横の既
設護岸の復旧を行います護岸工20mの標準断面図でございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

議案書5ページの資料4につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。令和
元年度以前の施行部分を黄色で、令和2年度の施行部分を赤色で、令和3年度以降の施行分
を緑色で表示しております。また、交付金事業として国からの追加内示を伴う分としまして、
資料の中央より少し左側の水門の近くに陸閘1基の追加を陸閘工1基（今回追加分）として
赤色の文字で表記しております。

さらに、三浦漁港海岸に事業費の配分を行うことから、資料の②令和2年度の堤防工施工
延長が100mから60mに減少しますことから、赤色の文字で②令和2年度堤防工L=60m
(L=100m)と表記しております。

続きまして、議案書の6ページをお願いします。

議案書6ページ、資料5につきましては、交付金事業分において、三浦漁港海岸に事業費
の配分を行うことから、堤防工の施工延長が100mから60mに変更となる令和2年度A区間
の堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いします。

議案書の7ページの資料6につきましては、交付金事業分において、国からの追加内示に
伴う分としまして追加します陸閘工1基分の全体の配置図でございます。

議案第71号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

平野隆久議長

続いて、議案第72号の内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

おはようございます。

それでは、議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結についてご説明いたします。

議案書8ページをお願いします。

議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 G I G Aスクール構想パソコン端末 736台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3,764万6,400円
- 4 契約の相手方 三重県尾鷲市倉ノ谷町2番10-103
株式会社 誠文社 尾鷲出張所
所長 奥地 祥希

令和2年10月15日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国のG I G Aスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒等に1人1台の学習用パソコン端末を整備することに伴い、G I G Aスクール構想パソコン端末の購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

議案書9ページをお願いします。

議案書9ページ、資料1につきましては、G I G Aスクール構想パソコン端末購入に伴う購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が3,764万6,400円であります。この契約金額は、物品価格の3,422万4,000円に10%の消費税342万2,400円を加えたものであります。入札は条件付一般競争入札により1者の参加があり、株式会社誠文社尾鷲出張所が落札しました。予定価格の4,412万3,200円に対する落札率は85.32%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量につきましては、台数736台、端末仕様につきましては、OSはG o o g l e C h r o m e O S、11.6インチ、コンバーチブル型、タッチパネル対応、無線LAN対応、ウェブカメラ、マイク内蔵、耐久性能としましては、

M I L規格準拠、バッテリー駆動時間、約10時間、重量は1.35 k g、A Cアダプタ付であります。附属品につきましては、液晶保護フィルム、タッチペン、保証は1年引取修理、その他としまして、G o o g l eアカウント作成等サポート、G o o g l eアプリ用ヘルプデスクでございます。

納入期限は、令和3年3月19日であります。

議案書10ページをお願いします。

議案書10ページ、資料2につきましては、G I G Aスクール構想パソコン端末の製品外観図及び仕様一覧でございます。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第5

平野隆久議長

日程第5 議案第71号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私が議員になってから、この港湾の契約承認、3回か4回ぐらいあったと思うんですけども、そのたびにいろいろやっぱり私は疑念を感じていることがあるんです。今日はそれを総括するような形で、また三浦漁港は、今回で工事が終わると、そういう意味も含めて質問いたします。

三浦漁港のこの図面の一番左、平面図の一番左の国道42号とのすりつけのところなんです

けれども、この図面でははっきりしていないですけれども、今朝バスから見たんですけれども、やっぱり国道の擁壁と今回の漁港、港湾のあれとの間に3mぐらい擁壁が足りないところがあるんです。それが1つ。

それから、もう一つ、そのほかにいろいろあるんですけれども、もう一つは、平面図をご覧になれば分かるんですけれども、右下に工事名とかいろいろあって、三重県に委託しているにも関わらず、三重県のサインは全然ないと。そういうことから、それと、あと予算も事務費が非常に少ない。そういうところから見ると、これを三重県が設計、南海カツマ株式会社に丸投げしているように私は感じます。過去の経験からして。そういうところから、そういうところで三重県に一体どのような委託をしたのか。要するに、契約内容を確認したいなと思っています。どのような内容の業務を委託したのか。

というのは、前からお聞きしているところによりますと、紀北町は、このような堤防の設計あるいは工事管理をする技術者がいないと、そういうことで三重県に委託したと。それは承知しているんですけれども、一体三重県に委託するときどういうふうな内容の業務内容を委託したのか、それを知りたい。

先ほどから申し上げますように、現在の漁港、堤防と国道42号との間に少しやっぱり2mから3mの間、擁壁が足りないんですよ。そこにやっぱり津波だとか高潮が打ち寄せたときに、あそこからやっぱり水が入ってくるんじゃないかと、そういう心配があるわけです。

そういうことで、まずは、委託契約書はどのような内容なのか、そういう今言ったようなところまで含まれているのかどうか。あるいはまた、設計を外注するときに、本来であれば、紀北町に南海カツマに委託しますよと、よろしいでしょうかと、本来はそういうスタイルだと思うんですけれども、ただ、今回は事業全部を県にお任せしていると、そういうことから、そういう手続は要らないのかなという解釈もできるんですけれども、まずそれが1点。

それと、三浦は今回、今年で全部工事完了するわけですね。その工事完了の検査は、三重県が当然やってくれるんでしょうけれども、紀北町として、何かそういう検査をするのかどうか。

その2点、3点をまず、繰り返しますけれども、契約書はどのような契約を、委託契約をしたのかということが1つです。それから、もう一つは、検査、工事完了検査、それは紀北町でやるのかどうか。県が終わった後、紀北町でもやるのかどうか。その2点をお聞きします。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

お答えさせていただきます。

国道42号線の部分の堤防でございますが、すみません、すぐ現地が思い浮かばなくて申し訳ありませんが、その部分、常時、陸閘がございまして、陸閘が開いている状態になっております。そういう意味で低い状態になっておるのじゃないかなと考えておりますが、すみません。

続きまして、三重県への契約でございますが、通常議決をいただきましたら、三重県と町の間で委託契約を締結させていただいております。その契約につきましては、事業名でありますとか、施行場所、受委託の金額、あと施行期間、そういうのを記載しまして、受託者の完成後の報告をどうするでありますとか、委託金の精算をどうするとか、そういう部分等を記載して県と契約をさせていただいております。

続きまして、県が南海カツマに設計を委託しておりますことから、資料の右下の部分には南海カツマが設計者として出ております。これにつきましては、最初の事業の着手時の計画設計のときに、県が県の発注基準に基づいて入札し、発注した部分の設計の南海カツマの名称となっています。

そういうことで、設計、工事、それぞれ県のほうが入札して発注しておりますので、丸投げというようなことではないと考えております。また、発注した設計につきましても、県のほうで業者側と、また町のほうと協議をしながら設計の完成に持って行っていただいております。

続きまして、当然、完了の検査でございますが、県が各工事についても発注しておりますことから、県のほうで工事の完成検査はさせていただいております。その後、年度末または精算時に町のほうにも、県のほうから町のほうに業務委託の完了の報告をいただいております。それにつきましては、精算調書でありますとか、事務費の内訳書、支出の資料、あと、それぞれの工事の完成報告とか検査の認定、契約書の写し、あと精算設計書等を添付して町のほうに完成、完了の報告をいただいております。その後、町のほうでその書類について検査、検証をさせていただいて、その後、委託金を支払うというような流れで事業を、事務を遂行させていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、ご答弁いただきました委託書、委託内容、それは書面になっていると思うんです。それは、私、見せてもらうわけにいかないですか。ということが1つ。後日でもいいんですよ。

というのは、何でもこういうことを言うかということ、今後、やっぱり土木の技術士さんが育たないというような見通しの下に、これからいろんな土木的な災害が発生する可能性があると思うんです。その都度、やっぱり今回と同じような県に委託するなり国に委託するなり、そういうことになるかと思うんですけれども、そのためにも、やっぱりその辺の要望の内容をきちんと把握していくということが我々議員も含めて大事じゃないかなと思っておりますので、先ほどの、もう一つ、紀北町の設計委託契約のサンプルあるんですけれども、ここに第6条に、7条か、一括採択の禁止という項目があるんです。だから、三重県に事業を一括した場合、もう我々、紀北町の契約は該当しないのか、そういうこともありますので、それはまた次の課題として、とにかく委託仕様書を一度見せていただきたいなど、そう思っています。

それによって、国道42号の擁壁と港湾の擁壁の隙間が漏れて、仕様書には書いてあるんだけれども、実際漏れていると、そういうのが鮮明になると思うんですけれども、そういうことでお聞かせいただきたいと思います。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

県との委託契約につきましては、申し訳ございません、今、ちょっと手元にございませんですが、後日でよろしければ見ていただくことは十分可能かと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

よろしいですか。

2点お伺いいたします。

先ほど三浦の工事、令和元年でやる予定が増加をして繰越しになってしまっていて増えたとい

うお話があったんです。そして、それと検討と交渉を重ねてというお話もありましたけれども、具体的に、いつ頃からどのような話をされたのか。1,650万円の矢口と三浦の工事費を交換するような、県に委託というのでは同じなのかなと思うけれども、別々の工事をそうやって差額で調整するような、どっちが先にあるのかなというのがよく分からないので、お願いしたいと思います。

矢口のほうの陸開工の1式、2,200万円は、9月の補正で陸開の予定という、補正予算で予算が上がっていましたが、三浦とこの矢口のことに関しては何も、今回初めて知ったんですけれども、いつ頃からこういう話が出て、どういう過程で2つの工事を結びつけてようになったのか、詳しい説明をお願いします。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

三浦漁港につきまして、令和元年度の繰越し予算でこの工事をしておりました。その内容につきましては、黄色の部分で表示させていただいておりますとおり、仮設道路の撤去でありますとか、胸壁工ということでございます。

それで、県でこの繰越しということで、今年度に入ってから工事をしていただいておりますが、9月だったと思いますが、県のほうからどうしても事業費が、事業量が想定より増えてしまったということで、この海岸事業については、三浦及び矢口漁港ということで、当初は矢口のみで交付申請をしておりましたが、そういうことが県のほうでも、事業費の配分を変えるということが可能と伺いましたので、県のほうに変更交付申請を出させていただいて、今回9月の増額と合わせて2案の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

2つの事業があるというのは分かったんです。どちらが先にそういう話になってきたのかなというのがちょっとよく分からないんですけれども、先ほどからの説明、もう一度そのところを重ねてお願いしたいのと、工事をやっていて予算が増えてという部分なんですけれども、令和2年度附帯工事で、三浦の水門の下のところをこの議決を得てからやるのか。私、見てきたら、もうこれ完成するような気がするんです。あれをまた、水門の下にコンクリー

トで四角くたくさんできていましたけれども、あれをもっと増やすのか。もう先にしてしまったのをこのように予算をつけるのではないかなという思いもありまして、そのところをお聞きしたいと思います。

照明なんかも違うものかも知れないんですけども、それによく似たもの、もう建っていたような気がするんです、現地見たら。そうすると、先ほどの説明とちょっと違ってくるような気がするんですけども、そのところはどうなのでしょう。お伺いします。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

今現在、三浦漁港について、残工事といえますか、附帯、仮設道路の撤去等を行っております。それで、今、台風等、河川の増水等もありますことから、今回この変更をお願いをしておりますが、一部先に、早急に護岸等を復旧とか、護床ブロック、水門の下の洗掘を急遽、早急に防ぐために、多少施行を急いでさせていただいたところも、現地の都合上、あるかと思えます。それについては、ご理解いただきますようによろしくお伺いします。

既に令和元年度部分の繰越しの部分の契約の中で、その分は先に工事をさせていただいて、この変更契約の議決をいただいてから、その部分をまた令和2年度分のほうへ戻す、配分を戻すというような形にさせていただいておると考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目で、先に、そうしたらもう令和元年の予算の中にこの令和2年度附帯工事1式という部分の、海の中のコンクリートですか、そういうのはもうしてあって、今回国のほうの追加交付金が矢口のほうでついたので振り替えるという、そういうこともできる、県との交渉の中でできるんですかね。本当にそこら辺が専門家ではないのでよく分からないんですけども、今までもこういうことは度々あったのかお伺いしたいのと、3回目になるので、そのことで矢口の陸間も今回新しく追加されたんですけども、今年の当初予算の中にはこの予算、こういう陸間が必要なんやよという説明はなかったんですけども、追加の交付金がついたということで新しい事業をするようなふうに私は受け止めとるんですけども、違っているかもしれませんけれども、それで堤防が100m今年できるのが60mしかできなくなって

しまうということなんですけれども、あとの40mはどこになるのか、いつ頃になるのか、減ってしまって、来年度になっていくのか、そこら辺とか、あと、三浦の工事は、あっちこっちですいません。元年度の延長でやっているんで1,600万円ぐらい増えるんですけれども、同じ業者が施行する、してしまった部分もあるんですけれども、そこら辺もお聞きします、最後に。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

すみません、令和2年度の赤字の部分、先ほども申しましたように、台風等もございますので、先にさせていただいておる部分もあるかとは思いますが、この赤の部分全部がもう先にやっている部分ではございませんので、緊急を要するという事で、県のほうでちょっとでも先にとさせていただいた部分でございます。

それと、矢口の2,200万円の追加交付に伴う陸閘の追加でございますが、2,200万円追加の交付を受けたということで、陸閘の製作を決めさせていただいております。三浦のほうへ事業費を振りましたことから、堤防が40mちょっと少なくなりますが、それにつきましては、来年度以降に、また来年度以降の予算で施行させていただきたいと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

よろしいですか。答弁漏れはありませんか。

それでは、ほかに質疑のある方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番、原。

三浦漁港海岸のほうで、この陸閘の後ろの2か所、令和2年度附帯工1式という、陸閘の後ろ、それから、あと掘削工のやるところなんですけれども、このところ、もう少し詳しくご説明いただきたい。この掘削するのは、掘削する目的はどうであって、大体ほかのところはどれぐらいの深さで、ここはどれだけ、ここは浅いからとか、それから、これをやる目的はどういう目的なのかとか、今までの経過からなぜここにこういうものがたまってやらないのか。今後、こういうようなたまり方は、この工事終わったらしないのか、そのあたり、ちょっと詳しく、よろしくお願いします。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

水門下の附帯工でございしますが、これにつきましては、河川の水門の下の洗掘防止のために護床ブロックを設置するという工事でございます。それと、そのさらに下流の土砂の浚渫でございますが、水門をしますときに、水の通り道が3か所あるんですが、工事の都合上、1か所とか2か所土のうを置いて工事を、水門工事をさせていただいておりました。そういうことと、汚濁防止のために河口のほうにシート等もありまして、ここの堆積の場所に土砂が想定外に堆積したということで、これを掘削をしたいというものでございます。当初、工事着手前よりも完成後の今の時点で土砂が堆積しておりましたので、河川の流れの阻害にならないようにということで掘削をするものでございます。

申し訳ございませんが、ちょっと水深等、何mになっておるかというのは、今、すみません、ちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

以上でございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これはプロテクターの外側に堆積たまるのか、中側に堆積したものか、ご説明いただければ助かるんですけども、大体波が来るのは、深くなっても高さ一緒、深さがあっても高さ一緒ですので、そこらあたりどうなのかということで、これは工事の残工事みたいな感じのように今の説明では受け取ったんですが、そこら辺、ちょっともう少し詳しく。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

ここの河川の土砂の堆積部分につきましては、海側からの波で堆積したということではなくて、ここに川があるんですが、久野川からの上流からの土砂が河川、海のほうへ流れずに、ここへ堆積したものでないかと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

そうすると、工事の経過の中でこういうことが起こったというふうに理解してよろしいんですね。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

はい、こういう水門の工事、それに伴う仮設道路の設置によって、こういう堆積が起きたのではないかなと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑のある方ありませんか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

先ほどの近澤議員のことで引っかかっていることは、これ議決しないのにもうやり始めるということで、これ悪いことしておる、ええことすることは別に誰でも文句はないやろうけれども、しかし、このときに臨時議会開いたらよかったんじゃないかと、幾ら緊急性があるといっても、それをちょっと教えてください。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

本来ならば、早くにこういうのを把握して臨時議会等を開いて、国のほうにも工種の変更、こういう事業量の増加というようなことを申請し、臨時議会にも早期に諮って議決をいただくのが本来だと思います。

工事をする過程でこういうことが、令和元年度の繰越し事業で、今年度になって工事を今、やっております都合上、なかなかすぐには分からなんだということで、緊急性もあって先にちょっとさせていただいている部分もあるかと思えます。それについては、申し訳ありませんが、何とかちょっとご理解いただきますようによろしくお願ひします。

平野隆久議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

ご理解できませんな、こんなもの。当然分かり切ったことで、何で、これ議会軽視じゃないかな。ほかの悪いことをしていないんで、これは別に罪というのか、そういうのにはならんと思うけれども、完全に何も普通に考えて開けばええだけのことやと思うんですが、追求は、これ以上は申しませんけれども、町長、ちょっとこれ答弁お願いしたいんですが。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁整理のため休憩願えますか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

それでは、暫時休憩いたし、動議がありましたので、賛成者がいましたので動議は成立しました。

そこで、暫時休憩をさせていただきます。それじゃ、10時40分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 24分)

平野隆久議長

それでは、ただいまより休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 10時 40分)

平野隆久議長

それでは、宮地忍議員の2回目の質疑に対して町長答弁を求められたので、よろしくお願ひします。

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。ただ、議員におわびしたいのは、ちょっと言葉足らずで説明のほうで十分でなかったもので、しっかりと県とも確認した上での答弁とさせていただきます。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

説明が本当に不十分で申し訳ございませんでした。改めまして、ご説明させていただきます。

水門下流の護床ブロックと護岸の復旧でございますが、県に確認したところ、実施をしているということでございました。それにつきましては、令和元年度の予算をこの2年度に繰越しをしております。この黄色の部分です。着色しておる黄色の部分の仮設道路の撤去費用の部分を一時期、緊急性ということで、こちらのほうへ流用して先に工事をさせていただいたと。予算が認めていただいた後に、また流用戻しといたしますか、元に戻す格好で完結をしたいというようなことでございます。申し訳ありませんでした。

平野隆久議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

ちょっとごまかされたのか分からんけど、本当に内容的には悪いことじゃないんやけれども、今、初めに言われとったように、議会の前に、いつも一般的にそれが常態化してしもうとると、これからも、今後困ると思うもんで、これ確信犯みたいな、さっきの答弁では、これ罪、刑法上でいくと確信犯は罪重いんやで。これ分かっと思ってやるというのは一番よくないことやもんで、そしたら、今のでちょっとまあまあよしとさせていただきますわ。

はい、終わります。

平野隆久議長

質疑ですもんで、答弁。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、本当に申し訳ございません。説明不足でございます。流用させていただいて、また流用を戻しさせていただくということで、今日お認めいただく予算について手をつけているわけではございませんので、ご理解をお願い申し上げます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

中身じゃなくて、予算550万円増えていますね。そして、1,650万円を結局三浦のほうへ流用したと。15万を、2,200万円ですか、したということで、550万円増えたということは、収入が増えたということで理解してよろしいですか。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

ええ、はい、全体として550万円増額させていただいております。これにつきましては、9月補正で。

(「全体は2,200万円」と呼ぶ者あり)

宮本忠宜農林水産課長

ああ、ごめんなさい。

(「全体は2,200万円で、矢口の方は、矢口の事業費だけで考えると550万円」と呼ぶ者あり)

宮本忠宜農林水産課長

失礼しました。

平野隆久議長

ゆっくり落ち着いて。

宮本忠宜農林水産課長

はい、すみません。失礼しました。

矢口漁港につきましては、9月で2,200万円の増額をさせていただいて、三浦漁港のほうに1,650万円事業費を移しますので、矢口漁港につきましては、550万円の増額となります。それで、三浦漁港でも1,650万円の増額となりますもんで、合計で2,200万円の増額というような形でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

よろしいですか。

瀧本攻君、いいですか。

ほかに質疑ある方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第71号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第72号 G I G Aスクール構想パソコン端末購入契約の締結についてを議題とします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

11番。

すみません、先ほどの説明で、条件付一般競争入札で1者しかなかったという説明でしたが、その条件付というのはどうなのか。大体こういう契約は町内に発行するというんですか、

そういうのが基本になると思うんですけども、今回尾鷲市の業者になってしまったんですけども、また1者になった理由、現状ですか、詳しい説明をお願いします。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

近澤議員の質問にお答えします。

今回の入札につきましては、条件付一般入札という形でさせていただきました。この条件につきましては、まず紀北町の入札参加資格者名簿に登録されている、三重県内に本店または支店を有する者、それで3つ目なんですけど、これが、このパソコンは国の補助事業を使っていますので、文部科学省の標準仕様書に記載してありますG I G Aスクール用パソコン端末の管理ソフトを扱える業者ということで条件にさせていただきました。それで、この条件に当てはまる業者が町内にはなくって、三重県には10社以上あるということで、三重県内でさせていただきました。

以上になります。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

国の条件で三重県内には10社しかない、その中で買いなさいという、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。文部科学省のICT教育の中のG I G Aスクール構想だと思わんですけども、これを指導しておるのが経済通産省ですか、経済産業省がG I G Aスクールは特に進めておるといような情報もありますので、何か国のことですけども、末端の業者を教育の資材を入れるのに助けるという部分の条件、国の条件なんですけども、もう絶対に三重県に10社しかないところしか入札の資格はなかったと理解していいのかお伺いします。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

国が指名されている標準仕様書、それで今回当町では、OSをCh r o m e b o o kにさせていただきますんですけども、そのCh r o m e b o o kの標準仕様書にしてあるソフトにつきましてG o o g l e社に確認したところ、三重県内で扱える業者が10何社あるという

ことが確認でき、それで町内では扱える業者がなかったということでしたので、こうさせていただきます。

以上になります。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目になるので、すみません。そのところは分かりました。そして、主な仕様というところで、9ページのところでお伺いしたいんですが、保証は1年間しかないというんですけども、普通パソコンとか買ったら1年ではないような気がするんですけども、1年の理由と、その他のところでアカウント作成とかアプリヘルプデスクとかもあって、3月19日に納入したら、もうすぐ使えるような、学校が、状態になるのか。それとも、まだほかに、もう4月から、来年度からの、1人1台ずつは与えるというので今回の予算なんですけれども、実際にこれが納入された場合、関連になるかもしれないんですけども、来年度から実施されるのか、すぐに。教育委員会としては、小学生の1年生からできるのかなとか、ゲームもこれでできるんだとかいろいろあると思うんですけども、そこら辺の方針はどのようにお考えなのか、もしお答えいただけたらお願いしたいと思います。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

お答えします。

まず、保証の件なんですけれども、仕様では、保証は1年にさせていただきました。2年目からの保証というのもありましたが、2年目からの保証につきましては、大体4年で3万円から4万円ぐらいかかるということなんです。その保証のことも考えますと、保証の金額を考えますと、1台それぐらいかかりますので、もし壊れた場合、取り替えのほうの方が安いんじゃないかという判断で、保証のほうは2年目以降はつけておりません。

その次なんですけれども、納期限が3月19日ということで、すぐ学校で使えるのかということなんですけれども、これが納入されたらすぐに学校で使えるように、今、教職員も研修を行い、すぐ実施できるような体制を整えております。

来年度すぐ実施するのかにつきましても、同じようにすぐ、パソコンが入り次第すぐ実施させていただきたいと思っております。

以上になります。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

予算の積算というかお金の積算なんですけれども、毎回この議会では、工事のたびに見積り、じゃ、どうしたのかという根拠を質問している人が多いと思うんです。今回の積算根拠を教えてください。それが1点と、先ほど文部省の通達かなんかで何か縛りがあったという話をされていましたが、その辺のことももう一度、もうちょっと分かりやすくお聞きしたいと思います。

それと、あと、この品物を、パソコンを、末端機を自宅へ持って帰れるのかどうか。

以上、3点をお聞きします。

何かしょっちゅう持って帰るんじゃなくて、例えばコロナが発生して授業を受けられないとか、そういうときは当然のことだと思うんですけれども、それ以外のときにも、何かなかなか学校ではうまく学べないと、そういうレベルの人に、いや、家でもこれ持って勉強してこいと、そういうようなことも含めて、要するに家へ持って帰れるのかという、以上の3点。

平野隆久議長

学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

柴田議員の質問にお答えします。

まず、積算根拠なんですけれども、国が示していますGIGAスクール構想パソコン端末の標準仕様書というのがありまして、それと国庫、これは国の補助金をもらっている事業でありまして、国の補助金がパソコン端末の上限が4万5,000円ということで、パソコン端末部分については、設計額を4万5,000円程度に設定しました。附属品のタッチペンや液晶保護フィルムなどにつきましては、業者の見積り及びカタログを参考にさせていただきました。

次、文部省の通達の件なんですけど、これは、この今回のパソコンは、国の補助事業をちょっと使っていることもありまして、この端末管理ツールというんですけれども、GIGAスクール構想用パソコン端末では必要な機能になるんです。それで、その機能は、つけていることは国庫補助の対象の条件でした。それで、このパソコン端末、そのツール、ソフトを

別々にそろえる場合は補助の対象外とすることがちょっと国から示されていたので、これを分けての入札のほうは、実施は行えませんでした。

平野隆久議長

教育長。

中井克佳教育長

柴田議員の持ち帰りの件でお答えします。

持ち帰りについては、いろいろな状況が考えられますが、議員が特に不登校とかそういう場合を想定しているかと思imasので、その件については、状況に応じて、今度配布するものも使える場合もあります。使えない場合、つまりChromebookは、常時ウェブと回線通じるようになっていないといけません。その点については、まだ検討が必要なので、通信がない場合は、現在保有しているWindowsの通信を必要としない機械を与えるつもりで考えております。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

僕はこれに弱いんですけども、これノートはある、ノートやなしに、教科書はなくなるんですか。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

教科書は、令和3年度については、全員紙の教科書を配布することが決まっております。そして、今、検討されているのは、国のほうでは、小学校で1教科、中学校で2教科、デジタル教科書が導入できないかということを検討しているのは承知しております。ですから、まだ具体的な予定や実施要項等、何も決まっておきませんので、私たちのほうでは、今、状況を把握するのに努めている最中です。

以上です。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それでは教科書と併用でやるということで、行く行くはGIGAスクールが完全に浸透していくということですね。私、一番心配しておるのは、それは非常にそういう略で書いてあるけれども、これ生徒の目が悪くなるんじゃないかと。そういうことについて、やはり文科省あたりに箴言していただきたい。もうゲームやる、もう全部画面や。その辺は、教育長、どういうふうにお考えでしょうか。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

GIGAスクールについて、よく調べられていると思います。確かにデジタル教科書も含めて、今の状態で子どもたちに1人1台ずつ端末を与えますと、いろいろな問題が出てきます。先ほどおっしゃいましたように、目の問題があります。そしてまた、子どもたちが、携帯と全く同じ機能を有しますので、いろいろなリスクにさらされます。ですので、機械は先行しますが、使い方を適切に使いこなせるようにするために、学校も指導が必要ですし、ご家庭にも見守りの協力をお願いしないといけません。

また、体に与える影響も含めて国のほうで研究が行われておりますので、私たちが懸念されていることはきちんと伝えながら、よりよい施策として教育行政が行われるように連携をとっていきたいと思っております。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第72号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これで令和2年第5回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 59分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 11 月 25 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸